監査専門委員の職務等に関する要綱

平成30年7月10日 代表監査委員決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第200条の2の規定に基づく監査専門委員(以下「監査専門委員」という。)の勤務に関する基本的な事項を定めるものとする。

(監査専門委員の職務)

- 第2条 監査専門委員は、監査委員が委託する事項(以下「委託事項」という。)について 調査し、監査委員に報告するとともに、監査委員の求めに応じて委託事項に関する助言 等を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく監査専門委員の報告は、原則として文書等によるものとする。

(委嘱)

- 第3条 監査専門委員は、代表監査委員が委嘱する。
- 2 監査専門委員の任期は、監査の実施に必要な期間とし、会計年度を超えてはならない。

(勤務日数等)

- 第4条 監査専門委員の勤務日は、代表監査委員が指定する日とする。
- 2 代表監査委員は、必要があると認めるときは、前項の規定によりあらかじめ指定した日を変更することができる。

(勤務場所)

- 第5条 監査専門委員の勤務場所は、次に掲げる場所のうち、代表監査委員が指定した場 所とする。
 - 一 監査委員室、監査室又は監査事務局執務室
 - 二 監査専門委員の事務所
- 2 監査専門委員は、その職務の執行のため必要があると認めるときは、前項各号の場所以外の場所で勤務することができる。

(勤務状況の報告)

第6条 代表監査委員は、各月の最後の勤務日が終了した後遅滞なく、監査専門委員に対し、別記様式による勤務報告書の提出を求めるものとする。

(服務)

第7条 監査専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退い た後も、また同様である。

(公務災害補償)

第8条 監査専門委員の公務上の災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例(昭和42年埼玉県条例第51号)の定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、代表監査委員が別途定める。

附則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。